



- 沿海39都道府県庁を通じ、各漁業協同組合の組合員を対象として、出漁時におけるライフジャケットの着用者の割合について調査を実施した。
- 平成30年2月1日以降、20トン未満の小型船舶（漁船）についても、原則すべての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられた。

※平成28年以前は、調査方法が異なるため、それ以降とは連続しない。

都道府県別ライフジャケット着用率

